

令和6年度大阪市職員人材開発センター及び総務局人事部人事課研修関連業務
にかかるプロポーザル審査方法及び審査基準

【審査方法】

1. 審査は、令和6年度大阪市職員人材開発センター及び総務局人事部人事課研修関連業務（公募型プロポーザル方式）事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員が行う。
2. すべての企画提案書について、【審査項目・審査基準】に基づき採点を行う。
3. 2の採点結果に基づき、次の（1）～（3）で最も優れた提案者を選定する。
 - （1）2点以下を4項目以上つけた提案は、選考対象から除外する。
 - （2）（1）を除外したうえで、研修ごとに2の採点結果が上から5位以内の提案を選ぶ。
 - （3）（2）で選んだ提案について、順位付けしたものを選考結果とする。選考結果について「選定委員会」において意見を聴取し、最終結果をとりまとめる。
なお、最終結果において複数の提案者が同点数で並んだ場合の順位付けは次の（ア）～（オ）により行い、差がついた時点で最終決定することとし、それでもなお、同点数で並ぶ場合は、くじ引きにより決定する。
 - （ア）審査項目のうち、「研修目的及び仕様書との整合性」の点数が最も高い者
 - （イ）審査項目のうち、「企画内容の創造性・有効性」の点数が最も高い者
 - （ウ）審査項目のうち、「実績」の点数が最も高い者
 - （エ）審査項目のうち、「実施体制」の点数が最も高い者
 - （オ）経費見積額が最も安価な者

【審査項目・審査基準】

審査項目及び審査基準は次のとおりとする。

◎本業務に対する考え

《研修目的及び仕様書との整合性》

- ① 本研修の目的に整合した企画内容となっているか。
- ② 仕様書に整合した研修企画書となっているか。

◎本業務の企画内容

《企画内容の創造性・有効性》

- ③ 企画内容が創造性に富み、受講者の知識やスキルの向上に役立つものとなっているか。
- ④ 専門講師ならではの効果的な手法や技法を的確に盛り込んだ研修企画書となっているか。

◎本業務にかかる研修実績

《実績》

- ⑤ 講師は、本研修に関して豊富な研修実績を有しているか。

◎本業務の実施体制

《実施体制》

- ⑥ 研修の実施にあたり、信頼できる実施体制が確保されているか。

【審査基準点】

◆ 審査基準点は次のとおりとする。

	審査基準点
非常に的確・非常に効果的・非常に優秀	5
的確・効果的・優秀	4
普通	3
やや不十分	2
不十分	1

【配点（100点満点）】

審査項目	審査基準	審査基準点	ウェイト	配点
研修目的及び仕様書との整合性	① 本研修の目的に整合した企画内容となっているか。	5	× 4.0	20
	② 仕様書に整合した研修企画書となっているか。	5	× 4.0	20
企画内容の創造性・有効性	③ 企画内容が創造性に富み、受講者の知識やスキルの向上に役立つものとなっているか。	5	× 4.0	20
	④ 専門講師ならではの効果的な手法や技法を的確に盛り込んだ研修企画書となっているか。	5	× 3.0	15
実績	⑤ 講師は、本研修に関して豊富な研修実績を有しているか。	5	× 2.0	10
実施体制	⑥ 研修の実施にあたり、信頼できる実施体制が確保されているか。	5	× 3.0	15
合 計				100